

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明等に係る事業者等認定実施要領

奈良県木材協同組合連合会
平成 25 年 1 月 19 日制定
平成 27 年 12 月 7 日改正
令和 7 年 2 月 7 日改正

第1 目的

本実施要領は、奈良県木材協同組合連合会（以下「本会」という。）が平成 25 年 1 月 19 日に制定した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明等に関する自主行動規範」の 7 において規定する「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第2 実施要領に基づく認定の対象

- 1 次の証明等を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
 - ① 林野庁が平成 18 年 2 月 15 日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明
 - ② 林野庁が平成 21 年 2 月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という。）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認
 - ③ 林野庁が平成 24 年 6 月 18 日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電利用ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明
 - ④ 発電利用ガイドラインに示された国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG 算定に必要な情報（以下「GHG 関連情報」という。）の収集、管理及び伝達
- 2 本実施要領に基づく認定対象者は、本会の会員である事業者及び本会の会員に所属する事業者とする。
- 3 前項に規定する事業者以外の事業者については、別に定めるところにより認定することができる。

第3 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記 1 に定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」（以下「申請書」という。）を本会へ提出しなければならない。
- 2 前項の事業者認定申請に要する費用は別に定める。

第4 審査及びその結果の通知

- 1 本会は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された申請書の内容について、第 5 及び第 2 に掲げる各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
ただし、GHG 関連情報の収集、管理及び伝達に係る初回の認定については現地審査を実施する。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができるものとする。
- 3 本会は、審査委員会の審査結果を申請者に通知するものとする。

第5 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス若しくは一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。

② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス若しくは一般木質バイオマスが互いに、かつ、その他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

③ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス若しくは一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

⑤ 上記①から④の取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG 関連情報の管理等)

⑥ 国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集、管理及び伝達を行う場合は、GHG 関連情報に係る木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集、管理及び伝達の方法が定められていること。

第6 事業者認定書の交付及び公表

1 本会は第4に規定する審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別記2に定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG 関連情報の収集、管理及び伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。当会では、「奈良県木連 G 第〇〇号」とする。）、認定年月日を公表するものとする。

2 事業者認定書の有効期間は、認定の日から3年間とする。

3 認定事業者は、事業者認定書の記載事項に変更があったときは、別記3に定める「認定事項の変更届」を本会に提出しなければならない。

第7 証明事項の記載

1 認定事業者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材又は発電利用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号並びに合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材又は発電利用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し（別記4-1）、出荷先へ引き渡すものとする。

GHG 関連情報の収集、管理及び伝達を行う認定事業者は、GHG 関連情報を併せて記載し出荷先へ引き渡すものとする。

2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記4-2とする。

第8 取扱実績報告及び公表

1 認定事業者は、別記5に定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告書」により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木製品、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月

末までに本会へ報告する。

2 本会は、報告を取りまとめてその概要を公表する。

第9 立入検査

本会は、必要に応じて認定事業者に対して、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材又は発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、本会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど本会に協力しなければならない。

なお、GHG 関連情報の収集、管理及び伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

第10 認定事業者の取り消し

1 本会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を本会のホームページ等に公表するものとする。

① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。

② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。

③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

2 本会は、認定を取り消したときは、別記6に定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。